

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正後	現行
附則 （法附則第一条の二の十三第三項に規定する手続） 第八条の四 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員（以下この条において「特別会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要する費用の合計額が同項に規定する政令で定める額を超える場合は、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出ることができる。 2 前項の届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 特別会員に係る資金援助その他の業務に要する費用の合計額及びその算出の基礎 二 特別会員に係る資金援助その他の業務の実施状況 3 第一項の届出が行われたときは、内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の書類の内容その他の事情を勘案して、法附則第一条の二の十三第二項に規定するおそれがあるかどうかを認定するものとする。 （金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第十四条の二 第四十六条各号に掲げるもののほか、法第三百十三	（新設）

第一項に規定する政令で定めるものは、附則第八条の四第三項の規定による認定とする。